

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	建設業情報管理システム電算処理業務(単価契約)
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 森北 佳昭 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成25年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	システム基本料 ￥52,500(1ユーザID当たり・月額・税込み) 建設業許可電算処理料 ￥3,885(1処理当たり・税込み) 経営事項審査電算処理料 ￥670(1処理当たり・税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	システム基本料 ￥52,500 建設業許可電算処理料 ￥3,885 経営事項審査電算処理料 ￥670
随意契約によることとした理由	1. 建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、 ① 建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する ② 建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うこと等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、外部の法人等が所有する「上記を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。 2. 現時点では、 ① (一財)建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外には、本業務に利用可能なシステムが存在しておらず、 ② また、本業務については、上記1. のとおり、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との間における取り決めにおいて、本業務については上記財団法人が所有するシステムを活用して審査事務と情報管理のOA化を行うこととしていることから、上記財団法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。 したがって、本業務については(一財)建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 単価契約 契約単価に予定調達数量を乗じた額 システム基本料 ￥1,890,000 建設業許可電算処理料 ￥3,108,000 経営事項審査電算処理料 ￥2,010,000

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。